

令和 年 月 日

(本誓約書差入日)

最高裁判所事務総局民事局長 殿

住所

法人名

代表者名

印

機密保持誓約書

弊社は、本誓約書の期間（第7条に定義します。）中、最高裁判所事務総局情報政策課兼民事局（以下「JMIT」）から電磁的記録媒体による貸出を受けた「民事デジタル化に係る『e提出・e記録管理システムの開発』」（以下「本件」）に係る資料及び当該電磁的記録媒体（以下「機密情報」）について、下記の条項を遵守することを誓約します。

記

1 目的外使用について

弊社は、資料から知り得た情報を本件に係る見積書作成以外の目的では使用しません。

2 返却時期について

弊社は、本件に係る検討終了後、電磁的記録媒体を見積書提出時または

提出後 3 日以内に、返却します。

3 閲覧場所について

ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001（日本工業標準）で要求される基準に準じる範囲において、資料閲覧を実施します。

4 資料閲覧の遵守条件について

(1) 弊社は、本件に係る見積書作成以外の目的の範囲を超えて、資料の持ち出し（貸出及び返却のために、最高裁判所と資料閲覧場所間を移送する場合を除く。）、複製（画像として保持する行為及びこれらに準ずる行為を含む。）及び謄写を行いません。

また、資料から知り得た情報を別紙資料閲覧者名簿記載の従業員以外の第三者に開示、漏えい又は公開しません。

(2) 弊社は、資料の閲覧者を定め、別紙の資料閲覧者名簿を申告します。

また、弊社は、閲覧者に本誓約書に定める条件を確実に遵守させるとともに、閲覧者が本誓約書に定める条件に違反した場合は、第 6 条に定める範囲内の損害賠償責任を負います。

(3) 弊社は、資料の内容の誤りによって、弊社又は第三者が損害を被った場合にも、最高裁判所に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行いません。

(4) 弊社は、J M I T へ資料を返却するに当たって、確実に機密情報を返却し、かつ、複製等を保持しません。

5 資料閲覧の遵守状況について

弊社は、資料返却時において、遵守状況を報告します。

また、報告に当たっては別紙「機密保持誓約書に係る遵守状況報告書」を用います。

6 損害賠償について

電磁的記録媒体の紛失等により、弊社が最高裁判所に損害を与えた場合は、弊社は、最高裁判所に対し当該紛失等と相当因果関係の範囲内の損害を賠償します。ただし、いかなる間接的、特別的、懲罰的、もしくは結果的損害賠償又は利益、収益、データ、データ使用の損失についても責を負わないものとします。

7 有効期間

本誓約書の有効期間は、本誓約書差入日から1年間とします。

8 完全合意

本誓約書は、本誓約書に基づき開示される機密情報に関するJMIT及び弊社の完全な合意を記載したものであり、当該機密情報に関し、書面であるか口頭であるかを問わず、過去又は同時期になされたあらゆる合意に優先します。本誓約書の追加又は変更については、JMIT及び弊社の正当な権限を有する代表者により署名もしくは記名押印された書面又は弊社からの新たな誓約書の提出によらなければなりません。本誓約書のいずれかの条項が無効又は執行不能と判断された場合であっても、残りの条項は有効に存続します。

9 その他

(1) 本誓約書は日本国の実体法及び手続法が適用されるものとしま

す。

- (2) 本誓約書に定めのない事項、その他本誓約書の内容に関して疑義が生じたときは、J M I Tと弊社の協議により、解決を図ります。また、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

(別 紙)

資料閲覧者名簿

項番	企業名及び部署名	役職	氏名	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				